

介護職員初任者研修・ 生活援助従事者研修 支援事業の御案内

介護サービス事業者が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない者等）に「介護職員初任者研修」・「生活援助従事者研修」を受講させるために負担する受講料に対し、助成します。

申請者

- ・介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者（法人及び事業を営む個人をいう）

助成対象

- ・受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
- ＜助成対象にならないもの＞
- ・旅費、昼食費、被服費、追試代等
- ※平成31年4月から平成32年2月末までに修了したものに限りです。

助成人数

- ・介護職員初任者研修 100名
 - ・生活援助従事者研修 30名
- ※応募者多数となった場合、1事業者2名までを選定後、事業者の規模等により決定します。

助成額

- ・介護職員初任者研修 最大5万円
 - ・生活援助従事者研修 最大3万円
- ※一人当たり。「取扱手数料」は含まない。

○応募締切○

2019年

8月23日(金)

※必着



基本的な助成の流れ

①申請

申請書(様式1)、収支予算書(様式1①)に、研修機関の名称、受講時期、受講人数等が確認できる書類を添付してください。

②交付決定 (不決定)

福祉人材センターより、交付決定(不決定)通知が届きます。

③実績報告

実績報告書(様式2)、収支報告書(様式2①)に、
・修了証明書の写し
・在籍証明書(様式4)
・受講料を事業所が負担したことを確認できる書類(領収証の写し等)※
を添付してください。

④額の決定

福祉人材センターより、助成金額の確定通知が届きます。

⑤請求・口座申出

助成金の請求書兼口座申出書(様式3)を提出してください。

⑥助成金振込

請求書を提出後、1~2週間程で指定口座にお振込いたします。

※事業者に対して助成をします。
研修受講者本人が負担した受講料等は助成の対象とはなりません。

- 申請書は当センターのホームページよりダウンロード出来ます。

<http://yamaguchi-fjc.jp/>

山口県福祉人材センター

検索

◆申請書提出先◆

〒753-0072 山口市大手町9-6
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター
TEL : 083-922-6200

